



響きあい 共に育つ「人づくり」

生涯学習
マスコット
マナビ



来年は佐竹義重公の 没後400年

皆さんは現在のサテライト六郷付近に六郷城が存在したことをご存じでしょうか。六郷城は、戦国時代に現在の美郷町南部および大仙市の一部を支配した六郷氏によって築城されました。

関ヶ原の戦い後の1602年、六郷氏は常陸国（現在の茨城県）に移り、代わって初代秋田藩主・佐竹義宣の父である佐竹義重が入城しました。佐竹義重は、かつて常陸国太田城を居城とした戦国大名であり、北の伊達政宗、南の北条氏政といった大大名と互角に戦い、「鬼義重」と恐れられ、六郷城入城後は町割りを行った繁栄の基礎を築きました。



六郷城址

義重は、六郷城に入城して11年後の1612年、鷹狩りに出かけた際に亡くなり、現在、城の本丸跡には義重没後300年の際に建立された記念碑が残っています。来年2012年は義重が亡くなってから400年の記念の年にあたり、佐竹義重公没後四百年記念事業実行委員会による記念事業が行われます。学友館でも県内にある義重ゆかりの資料を集めた特別展を行う予定です。



佐竹氏家紋

問●町教育委員会 生涯学習課 歴史文化財班 ☎0187(84)4040

土日祝日も夜7時まで 利用できます!

出張所の業務時間 **午前8時30分～午後7時**

出張所の休業日 **毎週月曜日** (国民の祝日にあたる場合は翌日)

12月と年末年始の休業日



年末年始にあたるため休業します。

六郷出張所 (美郷町学友館)

☎0187(84)4904 ☎0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所 (美郷町公民館)

☎0187(84)4915 ☎0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような業務を行っています

下記の証明書の発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書 ●所得証明書
- 課税証明書 ●非課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書

税や使用料の収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では取り扱っていません

住所に関する届出

- 転入届 ●転出届 ●転居届 ●世帯主変更届
- ※役場住民生活課に届出してください。

戸籍に関する届出

- 出生届 ●婚姻届 ●入籍届 ●離婚届 ●転籍届
- 養子縁組届 など

※役場住民生活課に届出してください。

※土日祝日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。

国民年金からのお知らせ

年金の請求を忘れていませんか？

年金の加入期間が25年未満の方へ

●加入期間が25年未満でも、カラ期間※と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など

●生まれた年などにより、加入期間が25年未満でも年金を受け取れる場合があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前で、厚生年金加入期間が20年以上の場合など

受取開始時期を66歳以降に繰り下げしている方へ

70歳になっても自動的に支払われませんので、請求手続きをしてください。

厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

老齢厚生年金と老齢基礎年金の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、改めて請求してください。

厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に支払われる「特別支給の老齢厚生年金」は、65歳になる前に請求しても年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。
※特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

60歳以上で会社にお勤めの方へ

現在会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求を行ってください。給与の額に応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。退職してから年金の請求手続きを行うと、在職中に支給されたはずの年金を受け取ることができなくなることがありますので、ご注意ください。

問い合わせ

町住民生活課
日本年金機構

戸籍年金班
大曲年金事務所

☎0187(84)4903(内線1405)
☎0187(63)2299

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料を滞納すると…

災害やその他の特別な事情がなく介護保険料を納期限まで納めない（滞納）でいると、その期間に応じて次のような措置が講じられます。保険料は忘れずに納めましょう。

① 1年以上滞納している場合▶償還払い化

介護保険サービスを受けたときの自己負担が通常1割のところ、一旦サービス事業者に全額を支払い後日保険者への請求により9割相当分の払い戻しを受けます。

② 1年6ヶ月以上滞納している場合▶一時差止

①により払い戻しされる費用を一時差し止められます。住宅改修費や福祉用具購入費の給付も一時差し止めになります。さらに滞納が続くと、差し止められた給付費から滞納保険料が控除されることがあります。

③ 2年以上滞納している場合▶給付額減額

滞納している期間の長さに応じて、自己負担が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなることがあります。

■満65歳になられた方の保険料は、すぐには年金から特別徴収（天引き）できません。当分の間、納付書で納めていただきます。

■納め忘れを防ぐために便利な「口座振替」をご利用ください。手続きは各金融機関（秋田ふるさと農協金沢支店を含む）でできます。

一人ひとりの保険料は、介護保険（老後の安心を支えるみんなの制度）の大切な財源です。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

介護保険事務所

保険指導班

☎0187(86)3911